

## <制度について>

Q 契約は全て電子契約となるのですか？

A 電子契約にするか、書面契約にするかはあくまで受注者様のご判断となります。

Q 電子契約の対象はどういった契約ですか？

A 書面で行うことが法令等で規定されている契約を除き、本市が締結する全ての契約が対象となります。

Q 電子契約の契約書データに押印(印影)は必要ですか？

A 必要ありません。

電子契約(立会人型電子契約)は、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定により、同法第2条第1項に規定する電子署名が行われていることで、契約行為が真正に成立したものとすると定めているので、押印(印影)は必要ありません。

Q 事業者側が契約時に貼付すべき収入印紙が不要なのはなぜですか？

A 印紙税法第2条の規定により、課税対象は「文書」であることから、文書を取り交わさない電子契約においては、印紙税は徴収されません(収入印紙の貼付は不要です)。

Q 新潟市のすべての部署で電子契約が使えるのですか？

A 令和6年10月から契約課が取り扱う案件で電子契約がスタートします。その後、令和6年11月より各区(地域)総務課での取扱いを開始し、令和7年1月以降は市長部局、教育委員会、水道局でも利用可能になります。 ※市民病院は時期未定です。

Q 請書についても電子契約サービスを利用できますか？

A 請書は利用対象外となります。

Q 協定書や覚書は電子契約の対象となりますか？

A 対象となります。

Q 電子契約サービスが始まる前に締結した契約の変更契約や更新についても、電子契約の対象ですか？

A 当初契約を書面により締結した契約で、令和6年10月1日以降に変更や更新を行うものについても電子契約の対象となります。なお電子契約にするか、書面契約にするかはあくまで受注者様のご判断となります。

## <手続きについて>

Q 電子契約利用同意書に記入するメールアドレスは、新潟市の電子入札システムに登録しているメールアドレスと異なるものでもよいですか？

A 異なるメールアドレスであっても特に問題ありません。

Q 電子契約利用同意書の提出タイミングは、落札決定後、市の担当者様からご連絡をいただいてからでよいですか？

A 工事契約については業者落札者決定後、市の担当者から電話で連絡しますので、電子契約を利用する場合は、その際に申し出てから電子契約利用同意書を提出してください。物品契約については、入札が終了したあと、その場で落札者事業者様に意向を確認(見積合わせは決定後電話で連絡)しますので、電子契約を利用する場合はその旨申し出たうえ、別途電子メールで電子契約利用同意書を提出ください。

Q 電子契約利用同意書の【確認者1】契約締結権限者と【確認者2】契約事務担当者は、それぞれ別の者を記入しなければいけないのですか？

A 契約締結権限者と契約事務担当者が同じ場合や双方を兼ねる場合は、【確認者1】契約締結権限者のみ記入してください。なお、【確認者1】契約締結権限者は、社内規定等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。

Q 電子契約利用同意書は、契約案件ごとに提出が必要ですか？

A お見込みのとおりです。なお、電子契約利用同意書を提出した後に契約締結権限者が変わった等、変更があった場合には、速やかに市の担当者へご連絡ください。

## <システムについて>

Q 電子契約を利用する場合、事前にソフトのインストールなどのパソコンのセットアップが必要ですか？

A 不要です。

Q 契約書の確認行為や合意締結後の契約書の取得には、クラウドサインへの登録などが必要ですか？

A 必要ありません。

契約書PDFの作成やクラウドサインへのアップロードは市側で行います。事業者様には、クラウドサインから確認(電子署名)を求めるメールが送信され、そのメールに記載のURLにア

クセスすることで電子契約を行うことができます。

電子署名が完了すると、事業者様に合意締結完了のメールが送信され、そのメールに電子署名が付与された契約書PDFが添付されています。

※ 契約書PDFデータが6MGを超える場合は、ファイルは添付されません。合意締結完了を知らせるメールに記載のURLにアクセスし、クラウドサインから契約書PDFをダウンロードしてください。

Q パソコン複数台で同じメールアドレスを使用している場合、毎回同一のパソコンでの同意が必要ですか？

A メールアドレスが共通であれば、インターネットに接続している他のパソコンでも同意は可能です。

Q 契約書の確認依頼のメールが来てクラウドサインにログインしようとしたが、「アクセスコード」を求められました。なんのことですか？

A 電子契約利用を申し出た際に市の担当者から口頭で伝えた8桁のコードのことです。万一の誤送信により、第三者により契約締結されてしまう事態を回避するため、メールではなく口頭でお伝えしています。確実にメモするようお願いいたします。

Q 共同企業体の場合、クラウドサイン上での確認手続きは代表者構成員のみでよいですか？

A 共同企業体の場合は、共同企業体用の様式で電子契約利用同意書を作成してください。代表構成員、構成員それぞれの契約締結権限者等を記入する必要があります。記入していただいたメールアドレスに順次クラウドサインから確認(電子署名)を求めるメールが届きますので、代表構成員、構成員それぞれ確認(電子署名)してください。これにより、契約書PDFには書面での契約と同様、全ての構成員の電子署名が付与されます。

Q 業務が忙しいので確認手続(電子署名)が多少遅れても構わないですか？

A 本市担当者と取り決めた契約日までに確認手続(電子署名)が終わるようにしてください。

Q 変更契約を締結するときはどうしたらよいですか？

A クラウドサイン上にアップロードした契約書PDFは加筆修正することができません。新たに「〇〇契約の変更契約」を締結します。

Q 当初契約は電子契約、変更契約は書面での契約にすることはできますか？逆の場合はどうですか？

A 可能です。

なお、書面での契約の場合は、収入印紙の貼付が必要になります。当初契約が電子契約・変更契約が書面契約の場合は、書面に記載された金額が印紙税の対象額となります。当初契

約が書面契約・変更契約が電子契約の場合、変更契約については収入印紙は必要ありません。

Q 契約を解除するときはどうしたらよいですか？

A クラウドサイン上にアップロードした契約書PDFは削除することができません。  
新たに「〇〇契約を解除する契約」を締結します。

Q クラウドサイン上で確認依頼を受けた契約書類について、問題点を見つけ、修正を加えたい場合は修正できますか？

A 契約書の内容に問題があり同意できない場合は、画面上の「同意せずに却下する」ボタンを押し、却下理由を入力してください。クラウドサイン上に市がアップロードした契約書PDFは加筆修正することができませんので、一旦、手続きを取り消して、市側から改めて修正後契約書 PDF をクラウドサインにアップロードします。

Q 契約書PDFはクラウドサイン上に格納されていますが、そこからダウンロードした PDF データも契約書原本として取り扱うことはできますか？

A できます。

電子署名済みの契約書PDFは、クラウドサインからダウンロードしたのも、それをメールなどで転送したのも、契約書原本として取り扱うことができます。電子署名が完了している契約書PDFは、Adobe Acrobat Reader で開くと、「署名済みであり、すべての署名が有効です」というメッセージが表示され、「署名パネル」をクリックすると付与された電子署名が同意した順に表示されます。

Q 契約書PDFは自社で保管するのですか？

A 締結合意完了メールに添付の電子署名済みの契約書PDFは、契約書正本ですので適切に保管してください。

Q 契約書PDFのファイル名を変更してよいですか？

A ファイル名は変更しても構いません。ファイル名を変更しても、電子署名の有効性は失われません。

ただし、契約書PDFの内容について、PDF編集ソフトなどで加筆・修正すると、電子署名が無効となりますのでご注意ください。

Q 電子署名済みの契約書PDFに追記などはできますか？

A できません。PDF編集ソフトなどで契約書PDFを加工すると、電子署名は無効となります。

Q 電子署名済みの契約書 PDF データを印刷した書面は、契約書原本として取り扱うことができますか？

A できません。

電子契約による契約の原本は、電子署名済みの契約書 PDF データです。印刷した書面は、「契約書の写し」でしかありません。

Q 契約書データの写しを社外とやり取りする場合は、契約書 PDF をコピーして渡してもよいですか。

A 契約書PDFのデータは、「契約書正本」となりますので、たとえ複製したものでもデータそのものは第三者に提供しないでください。データで契約書の写しを求められた場合は、印刷した契約書PDFをデータ化してください(左下に書類IDが印字されます)。

## <その他>

Q 契約保証金に関する手続きは電子契約の機能で対応するのですか？

A 電子契約システムに契約保証の機能はありませんので、書面の保証証書については、スキャンデータを電子メールにて送付したうえで、後日、原本を持参または郵送してください(スキャンデータのほか紙証書も後日提出)。

Q 電子保証には対応していますか？

A 対応しています。

電子保証に対応する保証の種類は、前払金保証事業会社(東日本建設業保証(株))による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証および損害保険会社による公共工事履行保証又は履行保証保険です。

Q 電子証書を印刷して持参する必要がありますか？

A 前払金保証事業会社(東日本建設業保証(株))の保証の場合は 電子証書等閲覧サービス「D-Sure」で電子証書を閲覧するための認証キー及び保証契約番号が記載された PDF(保証事業会社から発行されるもの)をメール提出してください。

損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約証券の場合は、損害保険会社から発行された、PDF 発行証券(パスワード付き)及びパスワードをメール提出してください。